



一橋大学



Global
COE
Hi-Stat

成長戦略としての 法人税減税

一橋大学大学院
経済学研究科
田近 栄治

公開討論会：如水会館スターホール
2010年12月15日

構成

1. 新成長戦略における法人税
2. 日本の法人税の実像：4つの基礎事実
3. 法人実効税率：負担の実態
4. 法人税減税の効果
5. 法人税改革の道筋：4つの改革

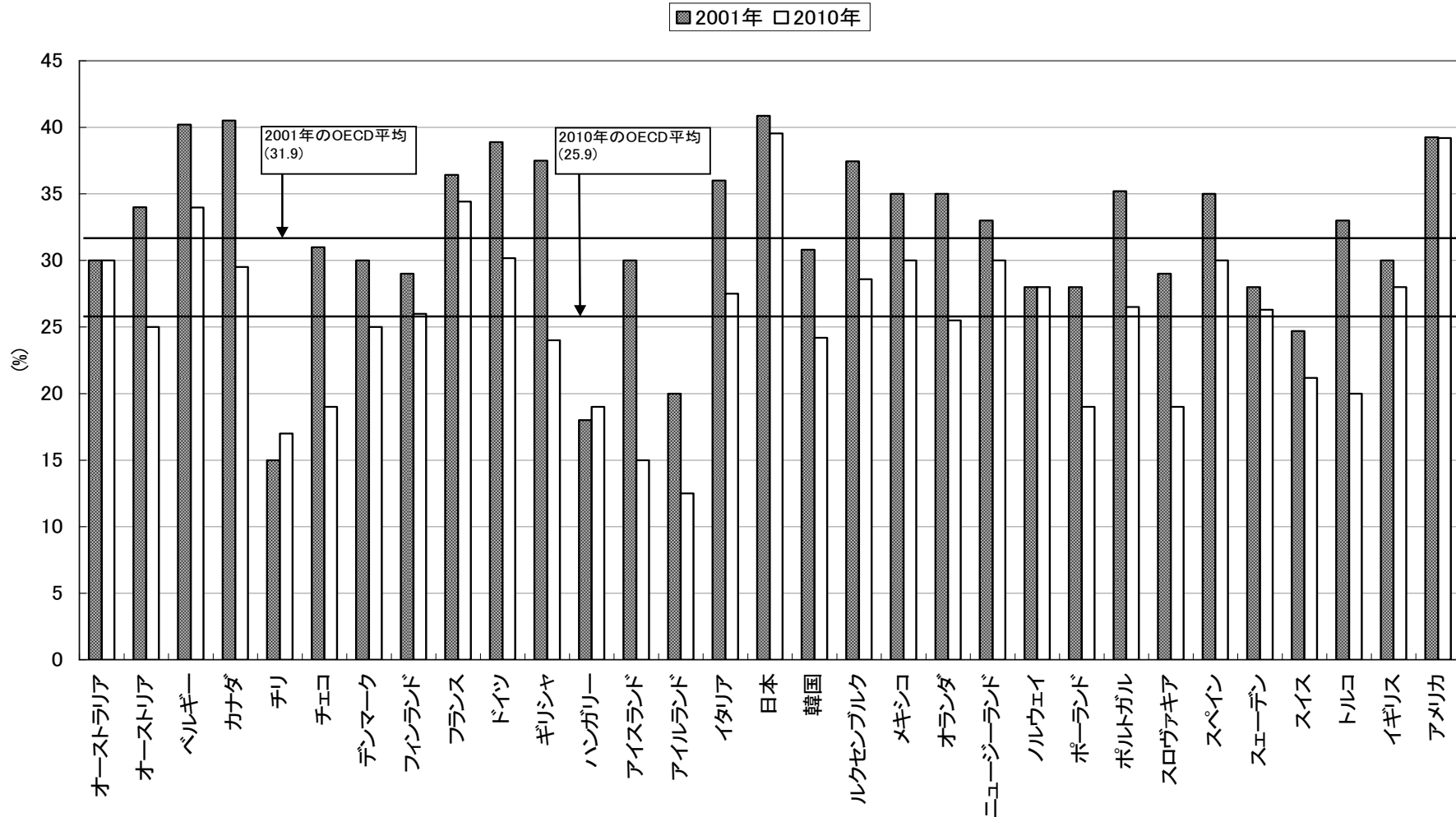
1. 新成長戦略における法人税

- 『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』
(2010年6月18日閣議決定)
- ①グリーン・イノベーション、②ライフ・イノベーション、③アジア経済戦略、④観光立国・地域活性化、⑤科学・技術・情報通信立国、⑥雇用・人材戦略と⑦金融戦略からなる7つの戦略分野を提示し、そのなかで経済成長にとくに貢献する21の施策を国家戦略プロジェクトと呼ぶ。

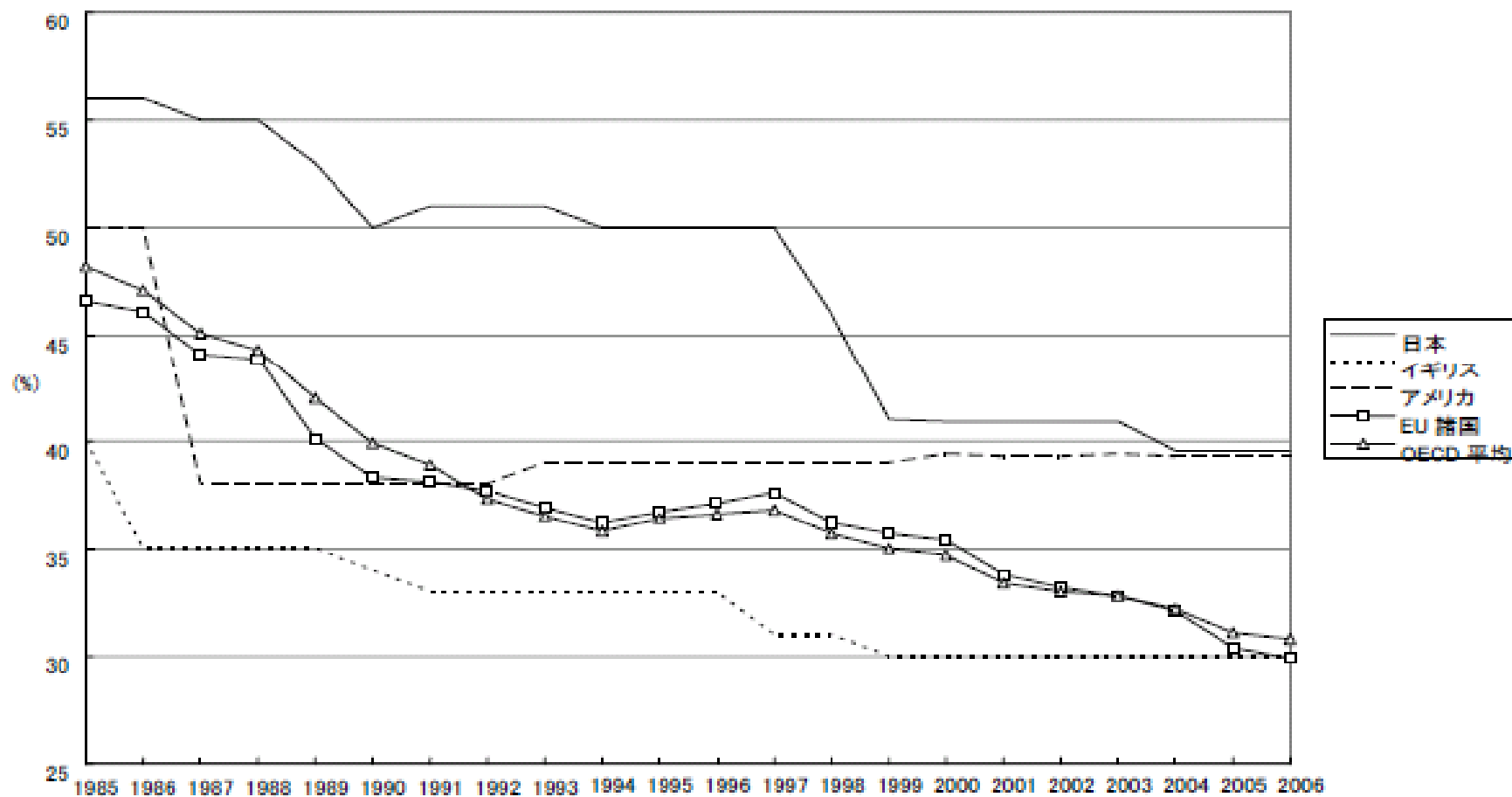
- プロジェクト「法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等」
- 「日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。」

2. 日本の法人税の実像 基礎事実1

高い税率：OECD諸国との比較(国税と地方税)



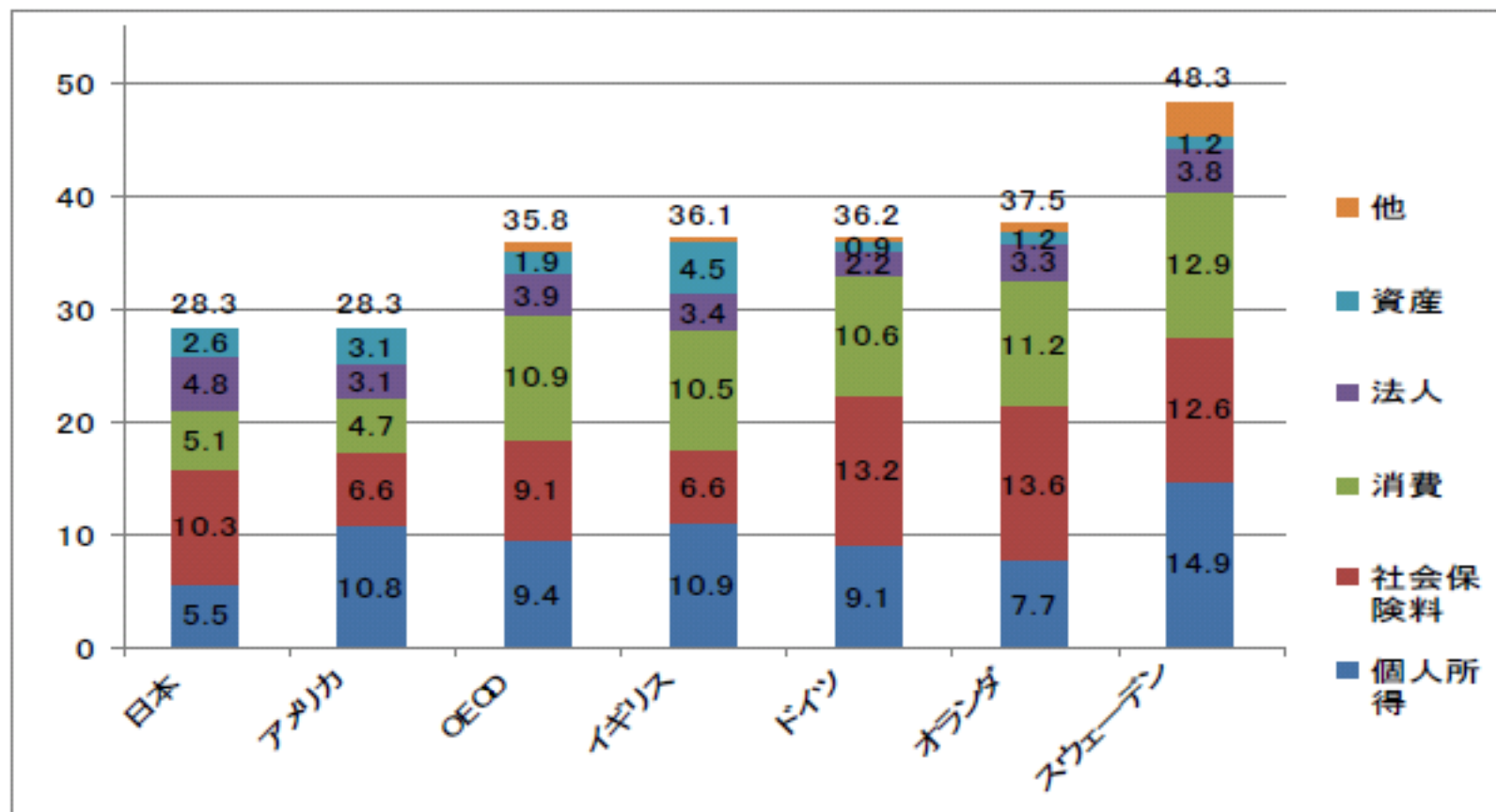
法人税率の推移



(出所) OECD(2008) "OECD Economic Survey, Japan"のFigure 4.11(p.105)のデータを用いて作成。

基礎事実2

高い法人税収(2007年、税、社会保険料のGDP比率)

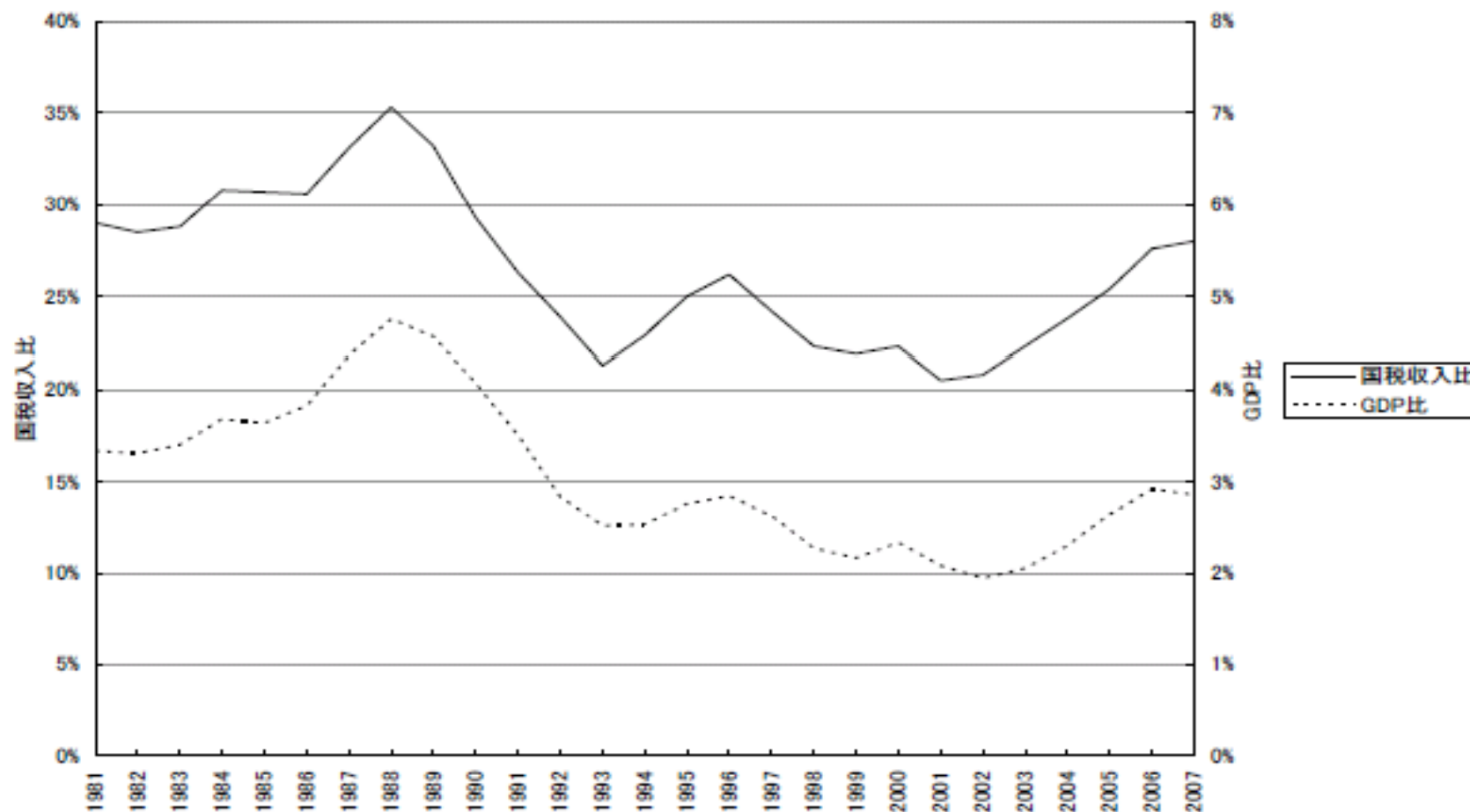


(注)「個人所得」の中には給与所得に加え、ここでは資本所得(利子・株式譲渡益など)も含まれている。

(出所) 田近・八塩(2010)。原資料は、OECD, *Revenue Statistics, 2009*

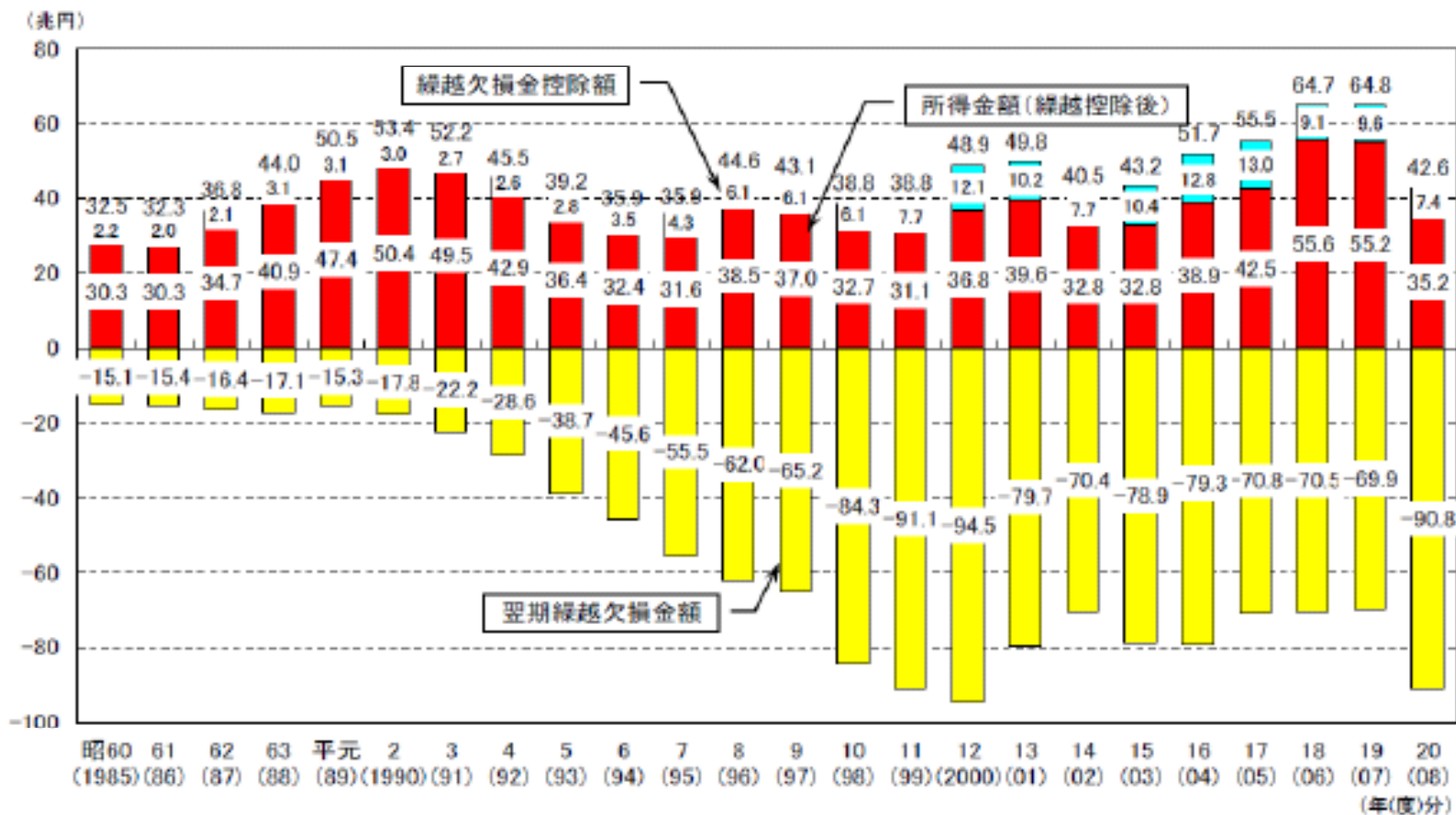
基礎事実3

大きな税收変動(法人税收の国税收入とGDPの比率)



(出所) 財務省『財政金融統計月報 (租税特集)』、内閣府『国民経済計算確報』を用いて筆者作成。

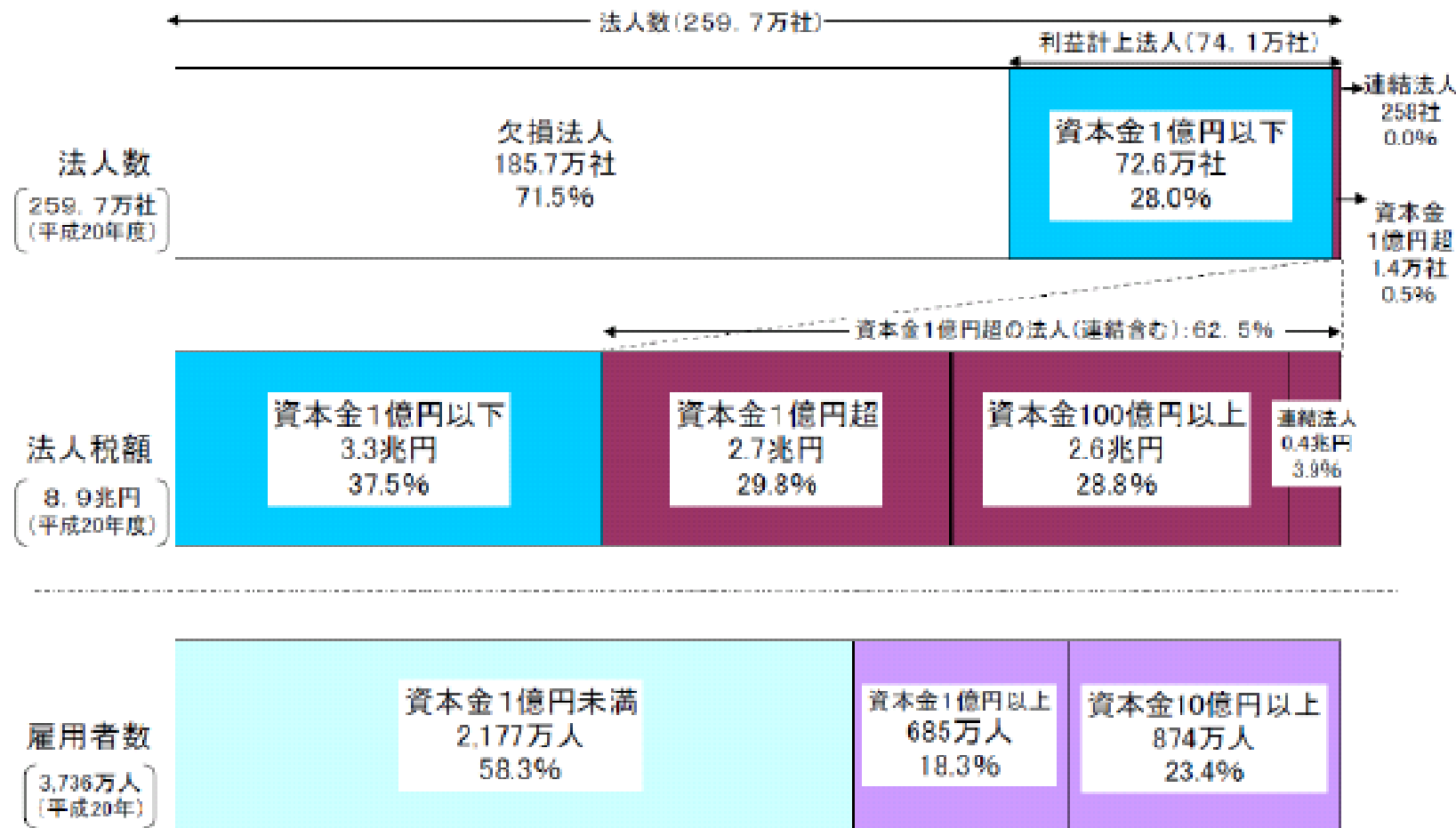
基礎事実4 構造的な赤字法人問題



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

(出所) 税制調査会資料(2010年)。原資料は、国税庁『会社標本調査』。

図表6 法人の内訳（法人数、法人税額及び雇用者数）：2008年度



(注)1. 法人数については、連結子法人を除いている。

2. 雇用者数は「1年を通じて勤務した給与所得者」と「1年未満勤続者」との合計である。

(出所) 税制調査会資料 (2010年)。原資料は、国税庁『会社標本調査』及び『民間給与実態統計調査』。

3. 法人実効税率：負担の実態

- 法人実効税率

= 法人税額 / 企業利益

= 実効法定税率

—【実効法定税率 × 繰越欠損金 / 企業利益】

—【実効法定税率 × 受取配当益金不算入額 / 企業利益】

+【留保金税額 / 企業利益】

—【所得税額 / 企業利益】

—【外国税額 / 企業利益】

—【試験研究費控除 / 企業利益】

+【その他税額 / 企業利益】

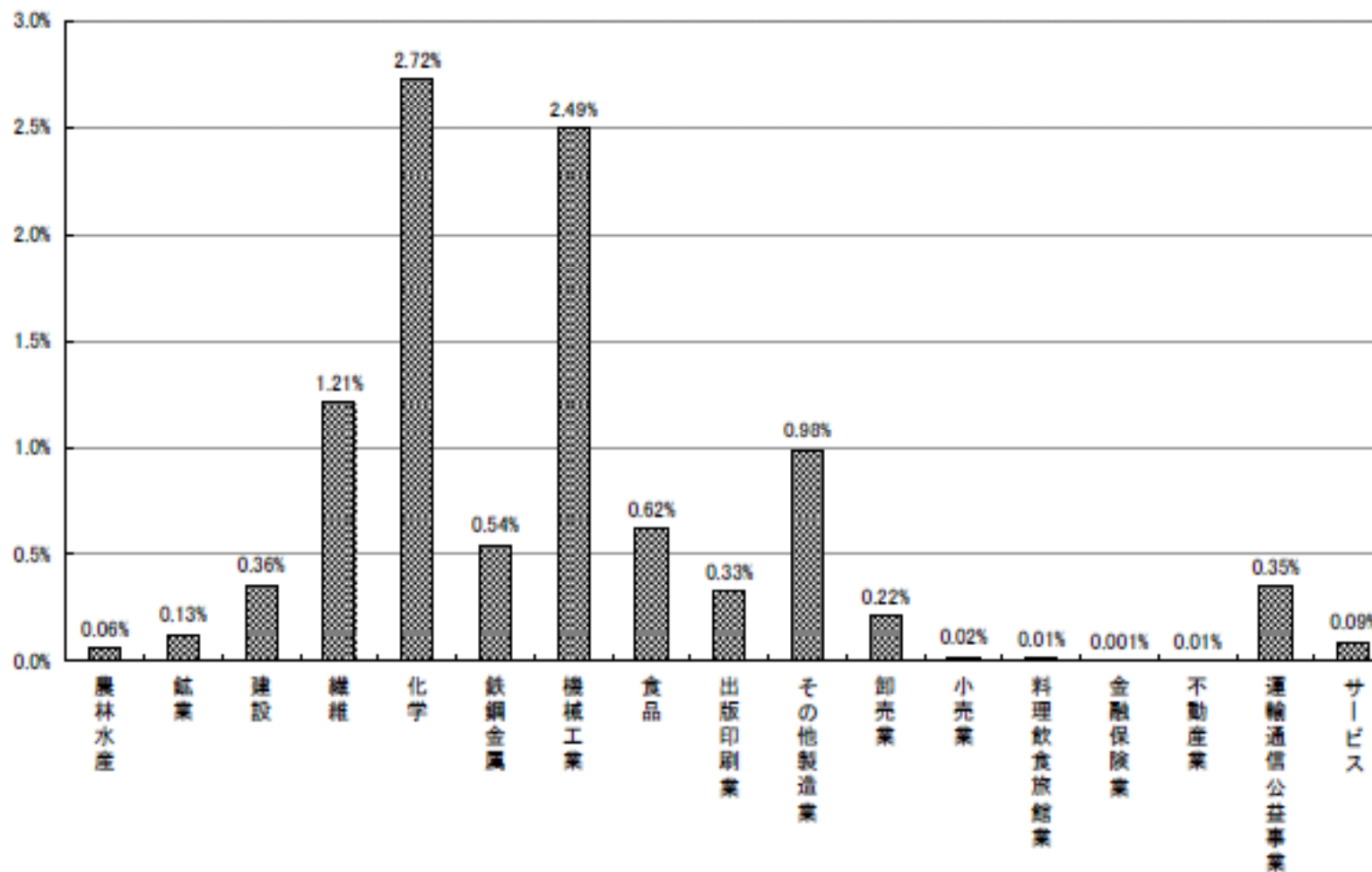
	法人実効税率	法定税率	軽減効果	実効法定税率	繰越欠損金	受取配当 益金不算 入額	留保金税 額	所得税額 控除	外国税額 控除	試験研究 費控除	その他税 額	(参考)実効負担率
1981	33.15%	42.00%	-3.13%	38.87%	-0.59%	-0.57%	0.17%	-3.72%	-1.52%	-0.37%	0.88%	38.40%
1982	33.61%	42.00%	-2.08%	39.92%	-0.51%	-0.70%	0.16%	-4.24%	-1.67%	-0.38%	1.04%	39.51%
1983	33.60%	42.00%	-2.02%	39.98%	-0.63%	-0.66%	0.21%	-4.09%	-1.80%	-0.33%	0.91%	39.48%
1984	34.37%	42.00%	-1.29%	40.71%	-0.78%	-0.70%	0.13%	-4.43%	-1.71%	-0.31%	1.46%	40.51%
1985	35.12%	43.30%	-1.80%	41.50%	-0.83%	-0.68%	0.13%	-3.38%	-1.67%	-0.41%	0.45%	40.17%
1986	35.69%	43.30%	-1.93%	41.37%	-0.54%	-0.70%	0.13%	-3.36%	-1.30%	-0.34%	0.45%	40.36%
1987	36.41%	43.30%	-2.39%	40.91%	-0.61%	-0.68%	0.16%	-3.09%	-1.01%	-0.24%	0.98%	40.51%
1988	35.60%	42.00%	-1.69%	40.31%	-0.84%	-0.64%	0.21%	-2.78%	-0.86%	-0.29%	0.49%	39.24%
1989	35.78%	42.00%	-1.67%	40.33%	-0.79%	-0.63%	0.23%	-2.59%	-0.85%	-0.31%	0.38%	39.22%
1990	34.00%	40.00%	-1.23%	38.77%	-0.70%	-0.57%	0.24%	-3.23%	-0.89%	-0.36%	0.75%	38.13%
1991	31.57%	37.50%	-0.74%	36.76%	-0.58%	-0.48%	0.31%	-4.29%	-0.90%	-0.39%	1.15%	36.77%
1992	31.26%	37.50%	-0.91%	36.59%	-0.72%	-0.49%	0.33%	-4.25%	-1.15%	-0.29%	1.24%	36.66%
1993	31.73%	37.50%	-0.90%	36.60%	-0.60%	-0.61%	0.27%	-3.53%	-1.42%	-0.22%	1.25%	36.69%
1994	32.08%	37.50%	-0.92%	36.58%	-0.66%	-0.68%	0.31%	-2.83%	-1.23%	-0.28%	0.86%	36.14%
1995	32.56%	37.50%	-0.92%	36.58%	-0.90%	-0.66%	0.38%	-2.33%	-0.95%	-0.25%	0.68%	35.84%
1996	32.44%	37.50%	-0.77%	36.73%	-1.20%	-0.69%	0.40%	-1.89%	-1.05%	-0.22%	0.35%	35.37%
1997	32.64%	37.50%	-0.83%	36.67%	-1.09%	-0.82%	0.43%	-2.19%	-1.18%	-0.28%	1.11%	36.01%
1998	32.41%	37.50%	-0.81%	36.69%	-1.04%	-0.92%	0.43%	-2.03%	-1.18%	-0.25%	0.73%	35.62%
1999	29.11%	34.50%	-0.73%	33.77%	-1.88%	-0.82%	0.60%	-2.33%	-1.29%	-0.16%	1.22%	32.74%
2000	27.03%	30.00%	-0.44%	29.56%	-1.16%	-0.64%	0.83%	-2.24%	-1.12%	-0.18%	1.97%	30.38%
2001	25.69%	30.00%	-0.58%	29.42%	-1.06%	-0.87%	0.69%	-1.79%	-1.18%	-0.17%	0.65%	28.66%
2002	26.19%	30.00%	-0.68%	29.32%	-0.82%	-0.96%	0.79%	-2.58%	-1.26%	-0.21%	1.91%	30.03%
2003	25.61%	30.00%	-0.68%	29.32%	-1.32%	-0.90%	0.73%	-2.20%	-1.15%	-0.33%	1.45%	28.95%
2004	24.16%	30.00%	-0.60%	29.40%	-1.48%	-0.76%	0.46%	-1.82%	-1.37%	-0.97%	0.70%	27.35%
2005	24.19%	30.00%	-0.54%	29.46%	-1.18%	-1.08%	0.40%	-2.54%	-1.23%	-1.16%	1.51%	27.95%
2006	22.89%	30.00%	-0.48%	29.52%	-0.89%	-2.27%	0.36%	-3.42%	-1.47%	-0.95%	2.01%	27.79%
2007	22.14%	30.00%	-0.47%	29.53%	-0.63%	-2.17%	0.18%	-3.06%	-2.01%	-1.00%	1.30%	27.21%

(注)実効法定税率＝法定税率＋軽減効果。実効負担率＝平均税率－所得税額控除－外国税額控除

法人実効税率: 負担の実態

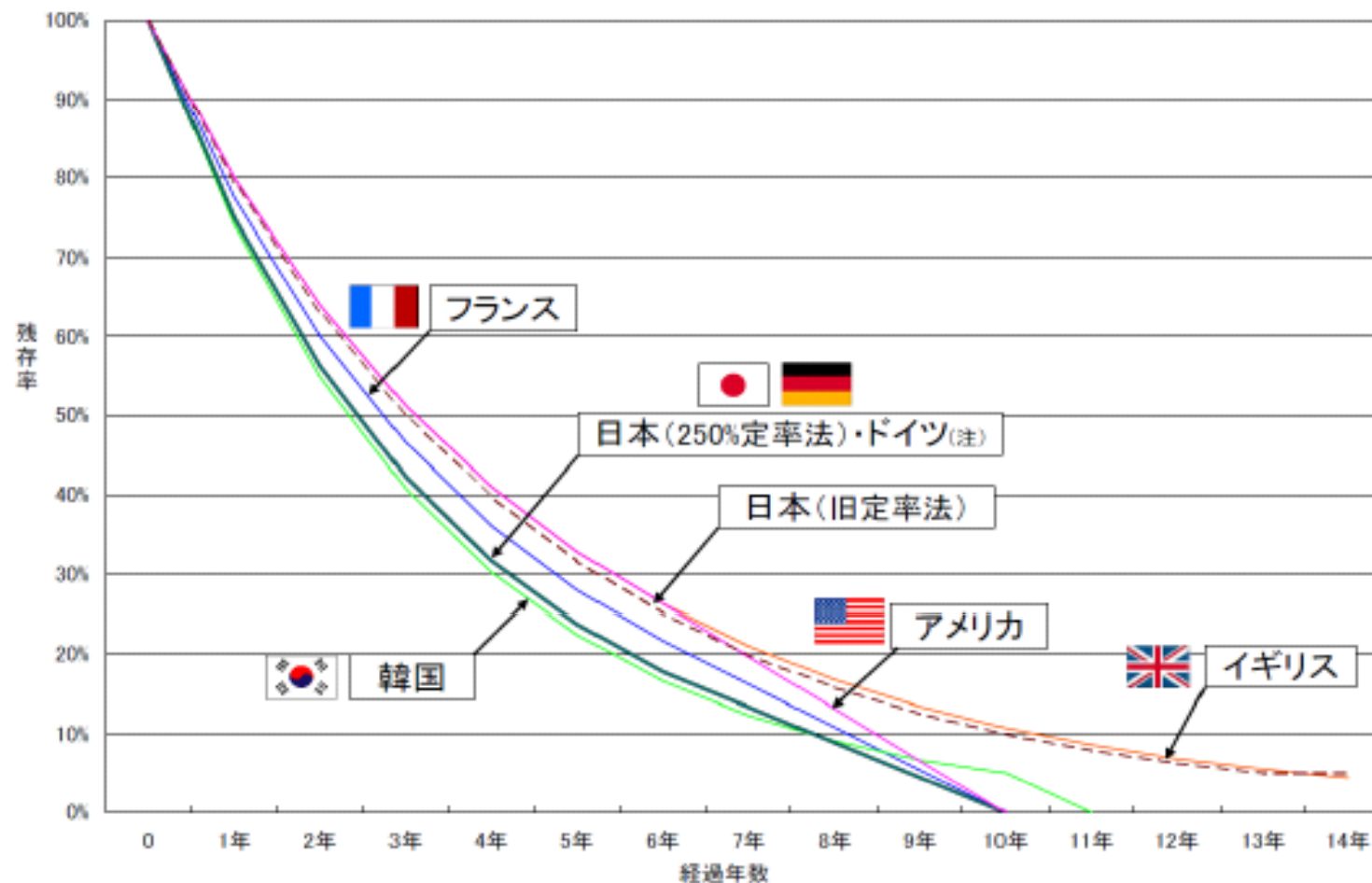
- ① 法人受取配当の増大による負担軽減(二重課税調整による)
- ② 外国税額控除の増大(二重課税調整)
- ③ 政策減税である試験研究費控除による実効税率軽減は、企業利益の1%を下回る水準
しかし、試験研究費控除による負担率の軽減効果は業種で大きな差がある。
- ④ 負担率推計の背後には、減価償却加速化による負担軽減があるが、これは負担軽減を「先取り」したもので、後年度に負担は増加する。

図表 11 業種別試験研究費控除・企業利益比率：2007 年度



(出所) 国税庁『会社標本調査』を用いて筆者作成。

図表 12 耐用年数 10 年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較



(注)ドイツについて、2009年及び2010年中に調達されたものに対して定率法(償却率:定額法の償却率の2.5倍又は25%のいずれか低い方)を選択できる(原則:定額法)。

(出所) 税制調査会資料

4. 法人税減税の効果

OECD publishing

Please cite this paper as:

Arnold, J. (2008), "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries", *OECD Economics Department Working Papers*, No. 643, OECD Publishing.
doi: [10.1787/236001777843](https://doi.org/10.1787/236001777843)



OECD Economics Department
Working Papers No. 643

Do Tax Structures Affect
Aggregate Economic
Growth?

EMPIRICAL EVIDENCE FROM A PANEL OF OECD
COUNTRIES

Jens Arnold*

- 税収に占める各税の割合が成長にどのような影響を及ぼすかを分析
- 日本を含む21のOECD諸国の1971から2004年の(パネル)データをもとにして、人的および物的資本蓄積の影響などを除去しつつ、各国の税構造が成長率に及ぼす効果を調べた
- 経済成長促進の面から税構造は順序化できる
- 固定資産税 ⇒ 消費課税 ⇒ この二つに比べると個人所得課税ははるかに成長阻害的であり、成長の観点からは、法人所得税はもっとも望ましくない

法人税減税の効果

- ① リスクテイキング：税引き後利益の増大により、内部資金が増えることでリスクテイクしやすくなる。
- ② 株価との関係（トービンQ効果）：税引き後利益の増大による株価上昇 ⇒ 投資の増大。国内投資だけではなく、グローバル化した経済では、海外直接投資の増大。
- ③ 海外から日本への投資の促進
- ④ 高い法人税は、資本の国際移動が進むなかで、国内産業（非貿易財）に負担シフト ⇒ 消費や雇用へのマイナス効果。
- ⑤ 政策減税は、新規投資や特定業種の負担軽減。それに対して、法人税減税は、新旧資本、すべての業種の負担軽減。

参考：税理士法人プライスウオーターハウスクーパース推計（2010）

図 35 法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率の国際比較

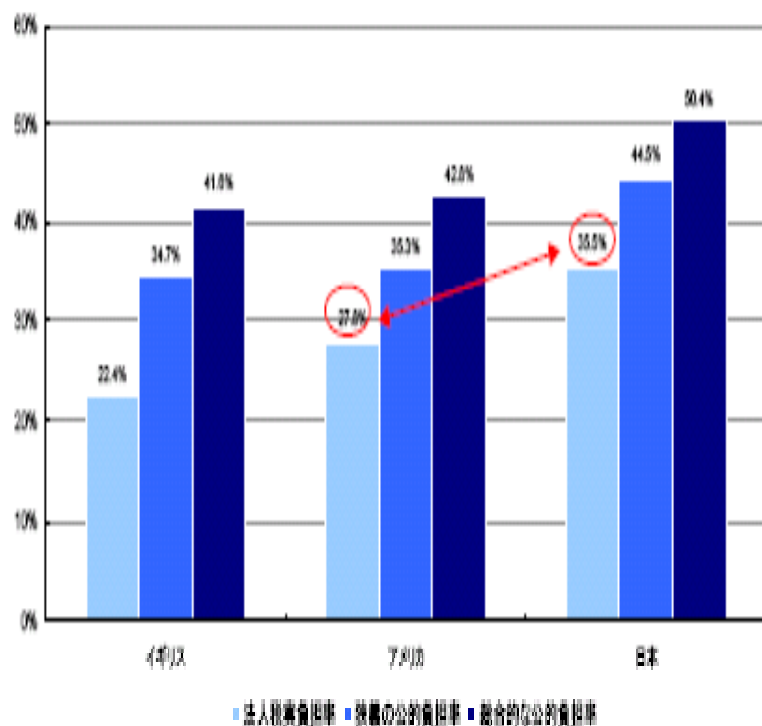
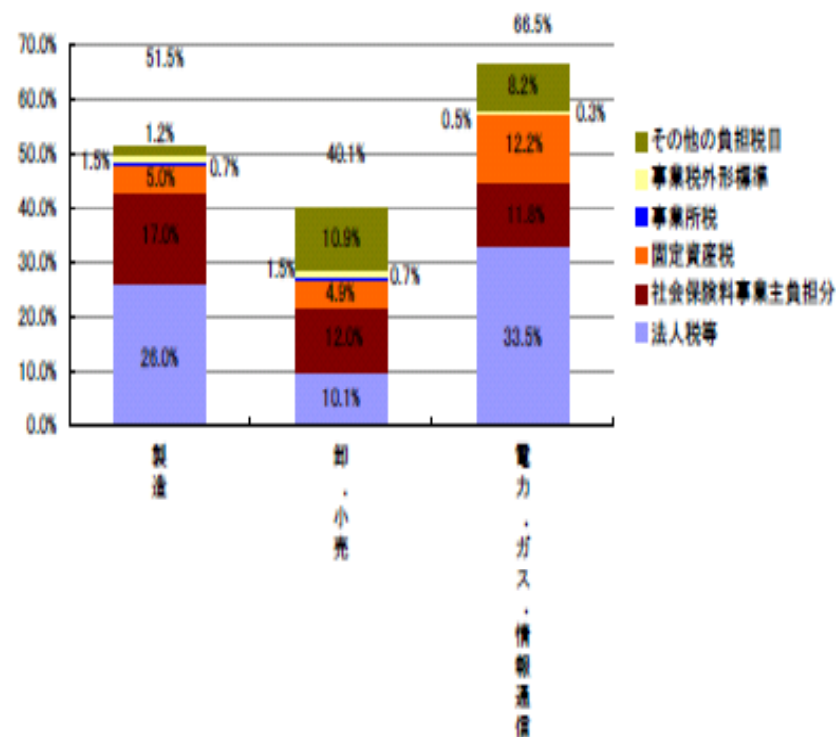


図 19 製造業、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の総合的な公的負担率の税目構成



5. 法人税改革の道筋

改革1: 正すべきものは正す。

- 「税を払っていない会社がある」といった国民の不満
赤字法人の割合が70%近くもあり、それが何10年も続いている
事実
- しかし、外形標準課税にならって、付加価値や従業員数を基準として課税することは実行不可。
所得のないところに負担を求めることはできない。
- 問題の根源は、個人所得課税における給与所得控除を利用した家族などへの所得分散
→ できるところからやる
- 同族会社の内部留保金課税強化や「同族会社(一人一社)の役員給与の損金不算入制度」

法人税改革の道筋

改革2: 課税ベースを広げて税率を下げる

● 政策減税の見直し

試験研究費控除や加速償却制度の見直しが必要。しかし、それによる増収効果は限界的。また、制度の全面的な見直しが必要かは要検討。

● 減税財源の確保

法人税の課税ベース拡大以外に、資本所得課税全体の課税見直しから減税財源を確保する必要性。(法人税と金融課税は一体で考えるべき)

法人税改革の道筋

改革3: 地方法人税の見直し

- 重い地方法人課税

国の税率(30%) + 地方法人二税(法人住民税、法人事業税、約10%) = 40%、プラス法人事業税の外形標準課税(付加価値や資本への課税)

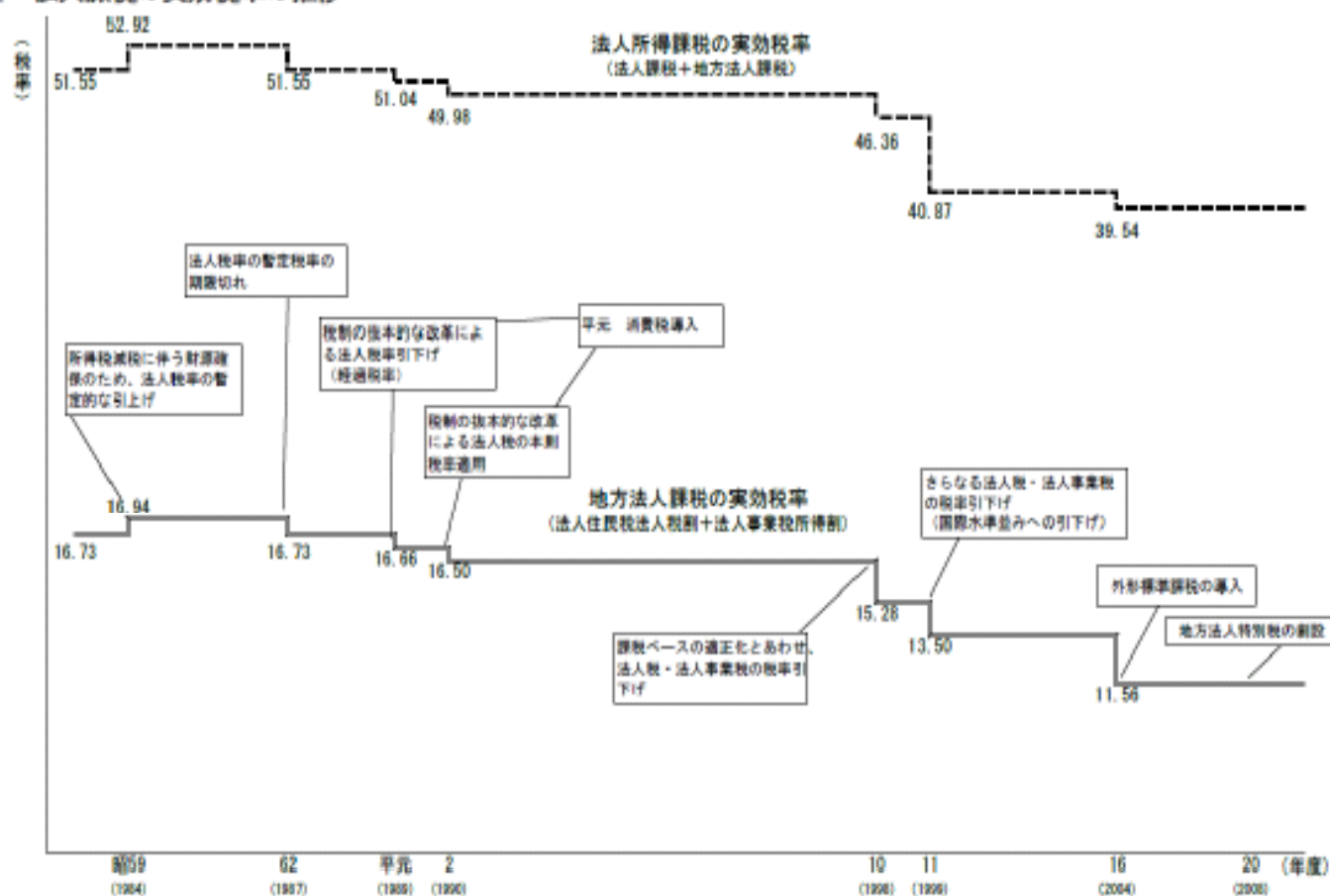
- 地方税源として、法人税は適切か

法人の活動は地域に限定されない。

税収の地域偏在性、景気変動性の高い税

- 個人住民税、固定資産税など地方固有税源の強化が必要

図表 1 4 法人課税の実効税率の推移



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 2 平成元年までの実効税率は、配当戻り制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降：道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に對するものである。
 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。

(出所) 税制調査会資料 (2010年)

法人税改革の道筋

改革4 国際化へのさらなる対応

● 最近の改正

外国子会社配当益金不算入制度(2009年)

地域統括会社の合算課税からの除外(2010年)

→ 日本企業の海外での競争力を高めるために必要

→ しかし、世界一高い法人税率のままでは、国内所得の海外への移転の可能性が高まる

→ 国内法人税率の引下げの一層の必要性

→ 移転価格や親子間の費用配分の適正化を含む、国際的な企業の課税強化の検討が必要。

(参考)政府税制調査会、2010年12月 法人税減税の規模と財源

平成 22 年 12 月 14 日

要望項目等に関する最終整理案
〔国税〕

【法人課税関係】
(他税目に共通するものを含む)

法人税制（案）

- 法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。【法人課税等】

	現 行		改正案	
		年 800 万 円以下		年 800 万 円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同 組合等（単体）及 び特定の医療法人 （単体）	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等（連結） 及び特定の医療法 人（連結）	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等 の特例税率（年 10 億円超）	26%		22%	

- 減価償却制度について、平成 23 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.0 倍した数（現行 2.5 倍した数）とする。なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行う。【法人課税等】
- 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。【法人課税等】
 - (1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の 100 分の 80 相当額とし、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の 100 分の 80 相当額とする。これに伴い、次の措置を講ずる。

- 貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。なお、これらの法人以外の法人の平成 23 年度から平成 25 年度までの間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成 23 年度は 4 分の 3、平成 24 年度は 4 分の 2、平成 25 年度は 4 分の 1 の引当てを認める等の経過措置を講ずる。【法人課税等】

(廃止・縮減等)

- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・総務省 7、文部科学省 13、厚生労働省 30、経済産業省 22、国土交通省 54、環境省 8】

法人税減税にともなう増収措置(2010年12月)

項目	税収(億円)
欠損金の繰越の見直し	2,000
減価償却制度の見直し	3,000
研究開発税制の縮減	700
貸倒引当金適用の業種縮小	500
その他	250
国税分合計	6500
地方分の合計(国連動分)	1500
合計	8000
(参考:証券税制の見直し)	1200程度

出所)日経新聞2010年12月15日に筆者加筆

参考文献

田近栄治(2010)、「日本の法人税改革—課税の実態と改革の道筋—」、『税経通信』、8月号、17-34ページ

田近栄治(2011)、「日本の法人税をどう設計するか—課税ベースの選択と国際化への対応—」、『フィナンシャルレビュー』、近刊。

OECD(2010), *Tax Policy Reform and Economic Growth*